

4.6 緊急消防援助隊の活動

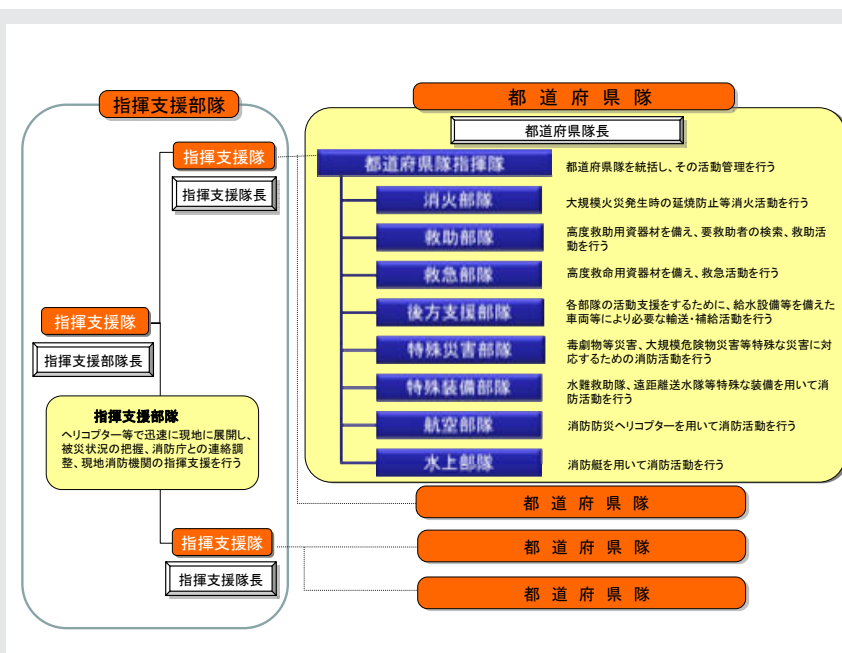
東日本大震災においては、震度6弱以上が観測された都道府県が8県^{*1}と多数にのぼり、通信網にも支障をきたし、さらに広い範囲で津波警報（大津波）が発表された。

そのため、消防庁としては、消防組織法第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の出動指示権を行使すべきと判断し、平成23年3月11日15時40分、20都道府県に対して緊急消防援助隊（陸上部隊）の出動指示を行った。その後も情報収集を進め、甚大な被災状況が判明するに従い部隊の追加投入を決定していった。

並行して消防防災ヘリコプターについて、直ちに全国規模の派遣を念頭に調整を開始し、日没までに到着できない場合でも、関東に設けた進出拠点までの出動を指示するなど、被災地への迅速な投入に向けて懸命の努力を行った。

岩手県、宮城県及び福島県に集結した緊急消防援助隊は、発災直後の降雪といった天候不良、山積するがれきが行く手を阻む厳しい環境下において、大きな余震や津波への警戒を続けながら、地元消防や関係機関との連携の下、消防活動に従事した。

図4.6-1 緊急消防援助隊の部隊編成¹⁾



4.6.1 ▶ 緊急消防援助隊の概要¹⁾

緊急消防援助隊は、平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の教訓を踏まえ、大規模災害等において、被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制の構築を目的として、同年6月に創設された。また、平成15年6月に消防組織法が改正され、緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。

総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、それに基づき、消防庁長官が部隊を登録している。

図4.6-1に示すように、緊急消防援助隊の部隊は、指揮支援部隊と都道府県隊により編成され、被災市町村の市町村長の指揮の下に活動する。

指揮支援部隊は、東京消防庁と18の政令指定都市の消防本部により編成され、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害情報の収集等にあたるとともに、被災地における緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるよう、当該市町村長の指揮活動を支援する。

1) 消防庁ホームページ 緊急消防援助隊の概要
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kinkyu/kinshoutai_gaiyou.pdf（平成25年1月21日参照）
^{*1} 8県とは、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県をいう。

都道府県隊は、都道府県内の消防本部において登録されている各部隊のうち、被災地への応援に必要な部隊をもって構成される。

図4.6-2に緊急消防援助隊の出動スキームを示す。また、消防応援活動調整本部と指揮支援本部の連携の模式図を図4.6-3に示す。

携の模式図を図4.6-3に示す。

なお、消防応援活動調整本部は、部隊移動の総合調整、被災地の情報収集、関係機関の活動の連絡調整を行う。

図4.6-2 緊急消防援助隊の出動スキーム¹⁾

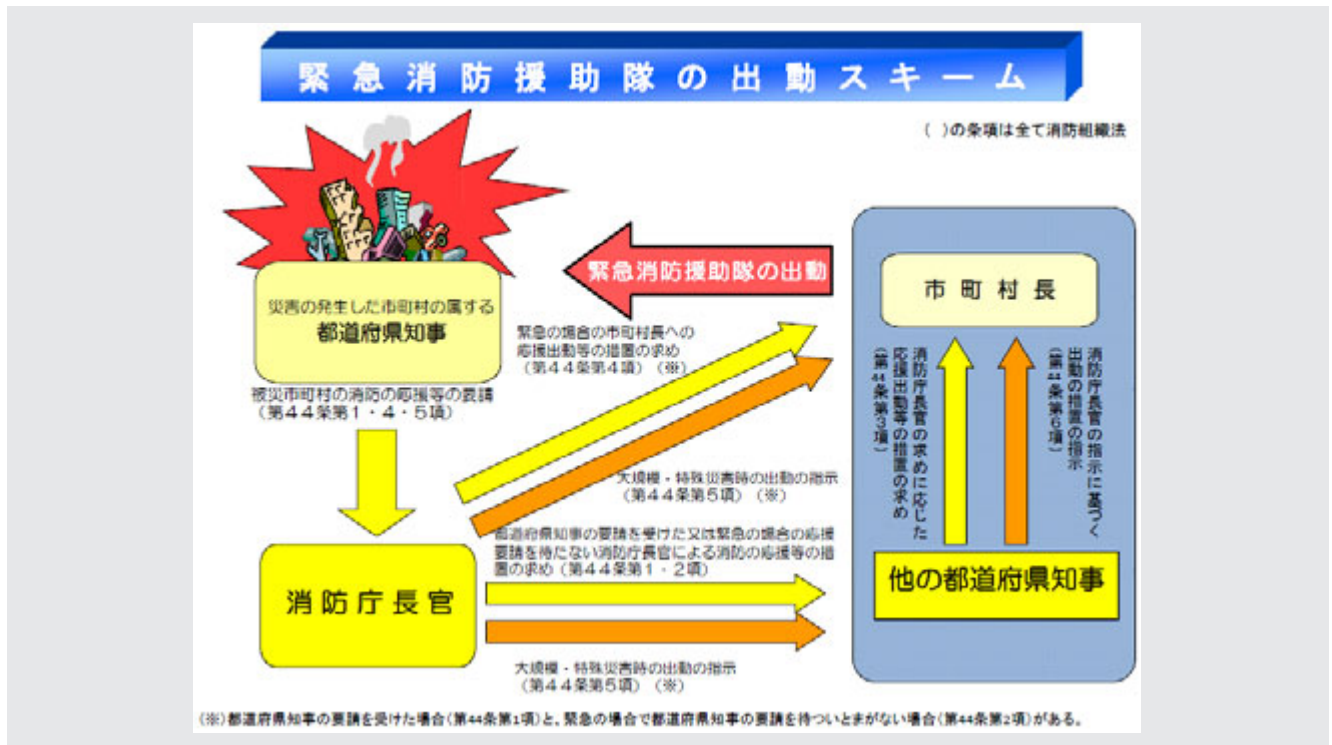
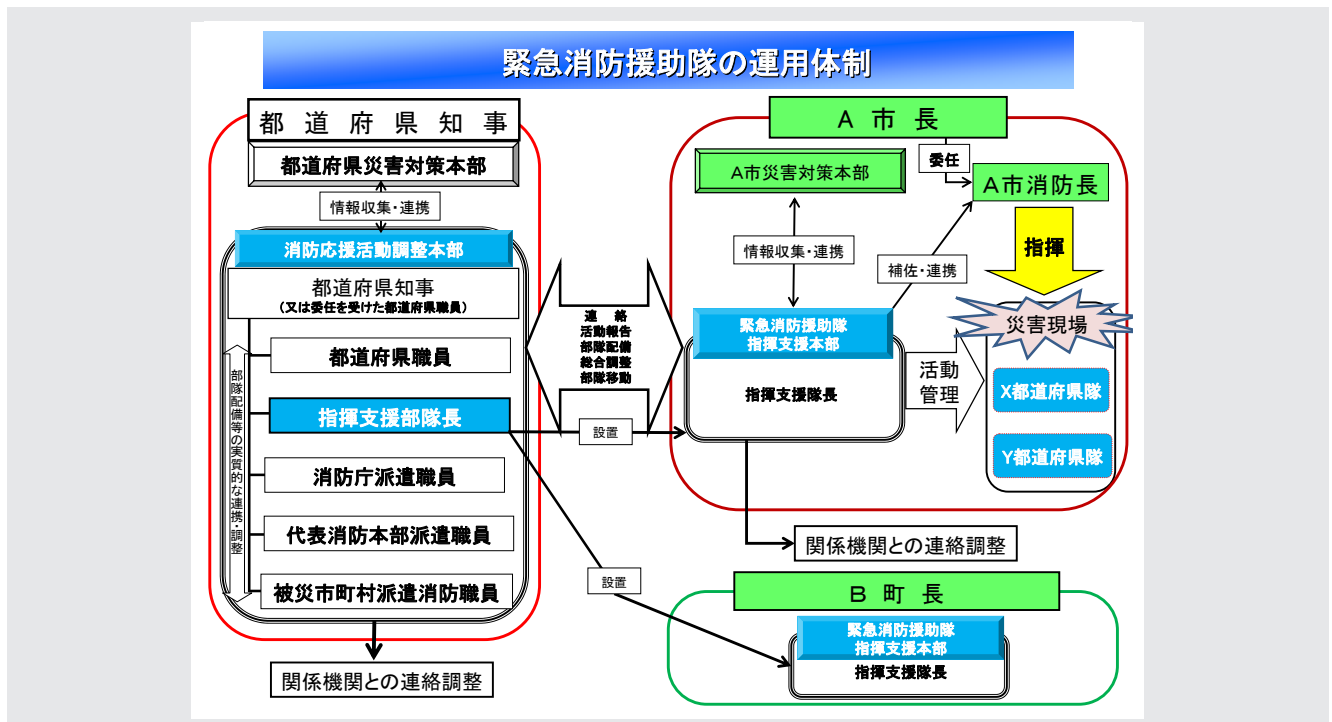


図4.6-3 消防応援活動調整本部と指揮支援本部の連携の模式図



1) 消防庁ホームページ 緊急消防援助隊の概要
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kinkyu/kinshoutai_gaiyou.pdf (平成25年1月21日参照)